

平成29年度第2回距離規制代替措置基準分科会

議事録

◇ 日 時：2017年11月10日(金) 13:15～17:15

◇ 場 所：石油エネルギー技術センター 第一会議室

◇ 出席者

分科会委員： 佐藤主査(東邦大学)、笠井委員(横浜国立大学)、福永委員(JXTG エネルギー(株))、林田委員(三菱化工機(株))、三浦委員((株)神戸製鋼所)、岸委員(日立オートモティブシステムズメジャメント(株))、西沢委員(千葉県)、一明委員(大阪府茨木市)

オブザーバー：[METI] (保安課) 堀様 (高圧ガス保安室) 野田様、肥後様
(FC戦略室) 吉川様

[KHK] 加藤様 [JIMGA] 藤本様 [FCCJ] 大場様

事務局：二宮、佐藤、高井、河島、佐々木、古田、森本、小森、権田

《議事要旨》

(1) 自治体から寄せられたコメントに対する対応案(資料17-02-04)について議論を行った。各項目の検討状況は以下のとおりである。(下記記述中のNo.は、資料17-02-04のコメントNo.)

◆No.8 (ディスペンサーの充填ホース等の除外について)

資料17-02-05のp4の上文は削除する。結論として、安全面として①～⑤を充実させ、これを解説に記載することとした。

◆No.9 (ディスペンサーの圧力逃し機構)。

側板の板厚は0.8mm以上とし、圧力逃し機構と側板の固定強度を比較する旨の記載を解説に追加することとした。

◆No.11 (ディスペンサーの滞留しない構造)

事務局の修正案にて了承された。

◆No.12 (蓄圧器等ケーシングの滞留しない構造)

蓄圧器等ケーシングの滞留しない構造の定量的判断基準が要望されたが、技術的・時間的に簡単に結論が出る問題でない。JPECでは今後も関連の情報収集等を継続する。本件は、最終的に事務局の回答案にて了承された。

◆No.13 (ディスペンサーに設ける開口部における遮蔽について)

「漏えい水素噴流が直接当たらない位置に開口部を設置すること」という文面を追加することで、了承された。

◆No.14 (ガラリ・ルーバーによる遮蔽効果について)

事務局の回答案にて了承された。

◆No.15 (火気を取り扱う施設との距離について)

事務局の回答案にて了承された。

◆No.23 (見通し距離8mと5mの違いについて)

8mと5mの違いを表現できるよう、事務局にて図の追加又は修正することで了承された。

◆No.24 (蓄圧器等のケーシングに設けるガラリ・ルーバーの設置位置について)

No.11 と合わせて議論した。事務局の回答案にて了承された。

◆No.25 (例示基準 59 の 10 との整合性について)

事務局の回答案にて了承された。

◆No.26 (「筐体内に設置することが構造上できない部材を除く」の表現について)

No.8 と合わせて議論した。本文の文面について、否定的でない文面にすることとして、事務局にて再度検討することとした。

(2)分科会での意見を踏まえて、事務局にて再度回答案を修正し、11月17日を目途に、書面にて、事務局案を確認頂くこととした。

《配布資料》

- ・資料 17-02-01 平成 29 年度第 1 回距離規制代替措置基準分科会議事録案
- ・資料 17-02-02 これまでの検討経緯
- ・資料 17-02-03 ルールと解説の対照表(修正版)
- ・資料 17-02-04 自治体からのコメントと対応案(修正版)
- ・資料 17-02-05 補足説明資料
- ・資料 17-02-06 圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンドの距離規制の代替措置に関わる技術基準

《議事詳細》

1. 前回議事録案の確認

資料 17-02-01 を用いて、事務局より、前回議事録案の確認を行った。コメント等あれば 1 週間以内に事務局まで連絡することとした。質疑応答はなし。

2. 圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンドの距離規制代替措置に関わる技術基準(JPEC-S ドラフト)について

(1) これまでの検討経緯の確認

資料 17-02-02 を用いて、事務局より、JPEC-S ドラフトに関するこれまでの検討経緯を説明した。質疑応答はなし。

(2) JPEC-S ドラフトに対するコメント・質問等について

資料 17-02-03～06 を用いて、事務局より、自治体からのコメントと対応案について説明を行った。優先して議論が必要な項目から開始し、No.8、9、11～15、23～26 を議論した。なお、No.6、7、10 は前回分科会にて了承済みである。議論の結果を以下に記す。

(下記記述中の No. は、資料 17-02-04 のコメント No.)

No.8 : ディスペンサーの充填ホース等の除外について

資料 17-02-05 の p4 の上文は削除する。結論として、安全面として資料 17-02-05 の p4 に記載した①～⑤を充実させ、これを解説に記載することとした。特記の質疑応答は以下のとおり。

(委員)規定で除いている部材は、「充填ホース、緊急離脱カップラー、充填ノズル、接続継手等」とある。しかし、資料 17-02-05 の p4 では、充填ホースを中心に説明しており、緊急離脱カップラーや接続継手等の記載はない。ここは、書き方を見直した方がよい。

(委員)安全対策として、④と⑤の項目は充填ホース以外の部材にも共通した対策になるので、順番として上に記した方がよい。

(委員)資料 17-02-05 の p4 に、「公道ディスペンサー距離の起点は本体(筐体)…」とあるが、法の解釈として「本体」と「筐体」を同じと考えてよいのか？本体には充填ホースも含まれるのではないか？

(オブザーバー)ディスペンサー本体について、規定等で明確に定義されていない。充填ホースの可動域はとれないとしても、充填ホースの固定している所を含めて本体であるとも言える。

(委員)内規にはホースの可動域を考慮する旨の記載がある。

(事務局)内規に書かれているのは、公道ディスペンサー距離の取り方ではない。

(オブザーバー)充填ホースの長さについて法令上の規定はない。水素スタンドの例ではないが、充填ホースが極端に長い例があり、仮に充填ホースの可動域を本体と考えると、公道ディスペンサー距離を確保できなくなる。

(事務局)資料 17-02-05 の p4 の上文で、「本体(筐体)」という表現を修正する必要があるのか？

(委員)そもそも公道ディスペンサー距離の起点を JPEC が解釈するのはふさわしくない。この上文は必要ないと思う。回答として、安全対策があることを説明できればよい。

(事務局)法律面を説明する上で上文も必要だと考える。

(オブザーバー)法令の解釈に反していないと回答したいのですね。

(委員)そうすると、ここでの書き方は、距離の起点はあくまでディスペンサー外面である。

(オブザーバー)法令の解釈の話ではなく、リスクがあるのかという話である。ここでは、充填ホース等は遮蔽措置が必要ないことを説明したいのだと思う。そうであれば、安全であることを説明するべきである。また、充填ホースの事を説明するのであれば、充填ホースが何mまで近づいても安全なのかをしっかりと示す必要がある。

(委員)ここでは、現行のリスクと同程度であると説明したいのだと思う。

(オブザーバー)現行のリスクとの比較というよりも、安全であることのレベルが超えていなければ、安全対策は必要ない。リスクが高くなることとして、充填ホースを長くしてもよいのかと聞かれたときに、事務局として回答を用意しておかなければいけない。

(委員)ご指摘は理解できるが、現行と比較して考えないと、検討が膨大になってしまう。

(事務局)安全対策の①～⑤の順番や記載を修正し、安全面を中心に説明させて頂く。

(委員)もう一つあり、充填ホースには遮蔽措置が無いにも関わらず、距離を短縮しても大丈夫である理由も回答するべきである。おそらく、事務局はそれを上文で説明したかったのだろう。遮蔽が無いことの説明はあるが、無くて距離を短くできることの説明が必要なのだと思う。

(オブザーバー) そういう回答をするのであれば、充填ホースの可動域は含まないという書き方ではどうか？

(オブザーバー) 自治体により考え方が違うので、距離の起点として可動域を含めている所があるかもしれない。

(オブザーバー) その距離の起点の話を書きここに書く必要があるのだろうか。

(委員) そもそも、この JPEC-S では、遮蔽を設けることで距離を短くできるという考えである。それならば、充填ホース等には様々な安全対策があり、または、見込めることになり、筐体と同等以上の安全対策があるので距離を短くできると考えたと回答すればよい。

(事務局) 承知した。大きな方針として、資料 17-02-05 の p4 の上文は無くし、距離の起点の話はしない。また、ご指摘、ご意見を踏まえて、安全面について着目し、①～⑤の項目を充実させた上で、解説に記載するよう、事務局にて検討させて頂く。

(委員) JPEC-S の規定の書き方について、「構造上できない」から除くという後ろ向きな書きぶりを修正願う。

(委員) 丁寧に説明してあげる必要があるのかもしれない。否定的な文章ではなく、「しない部材」と書くのはどうか？「限る」という言葉は後ろ向きか？

(オブザーバー) できないことを理由にせず、安全対策があるという説明にすればよいですね。

(委員) 「構造上、筐体内に設置しない部材は安全対策を施すこと」という書き方にして、その安全対策を解説に書くことでどうか？

(事務局) ご指摘やご意見を踏まえて、文面を再検討させて頂く。この規定の書き方に関するご指摘は、コメントNo.26 と同じ内容なので、合わせて対応させて頂く。

No.9 : ディスペンサーの圧力逃し機構

側板の板厚は 0.8mm 以上とし、圧力逃し機構と側板の固定強度の比較をする旨の記載を解説に追加することとした。特記の質疑応答は以下のとおり。

(オブザーバー) CSA の基準にある 20cm² の根拠は何か？

(事務局) 調査したが分らなかった。

(オブザーバー) 海外の基準にあるからというだけで引用するのか？

(事務局) 水素スタンドのディスペンサーに関して、ISO でも規格化が検討されているが、ここでは開口部の大きさや圧力逃し機構に関する規定はない。

(委員) ISO と比較しても少し厳しめだと思う。日本だけの対策になってしまう。

(委員) 今までは圧力逃し機構に関する構造の例のみを示してきた。しかし、このような面積の規定を設けるのであれば、そもそも、圧力逃し機構は過剰な対策であったといえる。

(委員) 滞留しない構造として 20cm² の開口部を設ける一方で、圧力逃し機構が 20cm² でよいというのは論理的に破綻している。滞留しない構造として設けた 20cm² の開口部から圧力が逃げってしまうので、上部の圧力逃し機構は機能しないのではないか。

(事務局) 圧力逃し機構のリスク低減効果が大きくないことは認識している。しかし、この機構が無いと、現行のディスペンサーと実質的に何も変わらない。そうすると、説明責任が果たせなくなってしまう。

(委員) それで説明責任が果たしているかは大いに疑問である。

- (委員)先ほどの議論で、充填ホースを距離の議論から外している。この圧力逃し機構についても、正確に解釈することで、無くすことができるのではないかと？充填ホースには新たな安全対策が追加されていないのに距離を短縮できている。
- (事務局)充填ホースでは噴流になる可能性がないとして考えた。しかし、ディスペンサーについては、噴流になる可能性がある。そこで、ディスペンサー筐体による遮蔽の機能を見出し、新たに筐体に安全対策を付加した規定を設けることで、距離を短くしている。
- (委員)安全対策なので、機能しない対策を設けても意味がなく、しっかりと機能することを示して頂く必要がある。
- (委員)今後、この基準を見た人が、検討に携わっていた委員は何をしていたのだと言われかねない。もう一度、この圧力逃し機構が本当に必要なのか、その必要なシナリオを考えてみるべきである。ディスペンサーの下側はトレンチとの接続のために開放構造となっているならば、なおさら、この機構がいつ作動するのか理解できない。
- (事務局)この安全対策の意義は技術論と法律論と2つある。技術論から言うと、この対策により、大きくリスクを減らすことはないが、少なくとも安全側になる。もう一つの法律論からも必要であり、何もしないで規制緩和をすることはできない。
- (委員)この対策の意義を住民の方に説明できるのか？一般の人でもこの基準を見たら、開口部があれば、そこから圧力が逃げることは感覚的にわかる。
- (委員)これはコミュニケーションの問題であり、住民が不安になるからと言ってすべて対応していたら経済が成り立たなくなる。ここでは、圧力逃し機構の合理性をきちんと議論するべきである。
- (委員)重要なのは安全が担保できていることであり、技術的かつ論理的に説明する必要がある。単純に海外の基準だから参考にするというのは成り立たない。それであれば、当初の案の方がまだよかった。
- (委員)数値を入れてくれという意見があることは理解する。しかし、この20cm²とすると論理が破綻してしまう。
- (委員)自治体がこのJPEC-Sを住民に説明するとしたら、どのように説明することになるか？
- (委員)こういう基準になっているとしか言えない。
- (委員)この圧力逃し機構は、NEDO 事業の委員会で承認されているので付けざるを得ないのだろう。付ける意味があるのか疑問であるが、付けるのであれば、事務局案の20cm²でよい。
- (委員)安全は技術に基づいているべきである。過剰であるというのは証明しにくい、本当に機能するシナリオがあるのか疑問である。
- (委員)シナリオとして筐体内で爆発が起きた場合、どのくらいの圧力になるのか？
- (主査)厳しい条件で考えると、閉鎖空間でガスが逃げるところがなければ、コンマ数秒で7~8気圧になる。この想定をすると20cm²では十分に圧力を逃がせない。安全に考えるのであれば、上部全体が開く構造が良いだろう。
- (委員)それでは、20cm²では足りないということになる。
- (事務局)数値としては20cm²を記載したが、ディスペンサーメーカーには、この圧力逃し機構の面積を

できるだけ大きくして頂きたいという内容を、解説に記載している。

(主査)飛行機の安全対策を例にすると、事故が起きないように多くの対策が施されているが、万一不時着した場合でも、中の人安全に避難できるように90秒ルールというものがある。可能性は低いですが、万一起きた時に事態が悪化するのを防ぐために考えられた対策である。今回の安全対策も同じであり、過剰であるから必要ないという意見と、万が一の対策として必要であるという意見で、難しい議論になるのである。

(委員)もう一つ問題がある。この圧力逃し機構をKHKの事前評価や自治体の審査で承認頂く必要がある。実験データを示して申請することになるのか？

(事務局)当初の事務局の考えとして、圧力が急上昇する現象を考えた際に懸念されることは、ディスペンサー筐体の側板が壊れて飛散し、公道やディスペンサー周囲にいる人が怪我をすることである。つまり、圧力が急上昇しても、パネルが飛散するより先に圧力を逃せばよい。そういう意味で、この側板がフレームに固定される強度に対して、圧力逃し機構が作動する力があるか小さいことを、ばねばかり等を用いて定量的に示して頂きたい。そのようなデータをもってKHKの審査等に臨んで頂ければと思う。

(委員)台風が来た時に風で蓋が飛ばされないように、ある程度しっかりと固定しておく必要がある。ディスペンサーの下はトレンチとつながっており、風が筐体内部に入って、圧力逃し機構の蓋が開くということはあると思う。

(主査)爆発が起きた時の圧力は、風荷重よりかなり大きいので、設計で対応できるだろう。

(オブザーバー)側板の板厚0.8mmの根拠は何か？

(事務局)現行のディスペンサーで使われている鋼板の厚さである。本来であれば、十分な強度というのは板厚ではなく、側板がフレームに強固に固定されていることである。この板厚が意味するとしたら、脆弱なものでない、蹴っても穴が開かない程度の強さであることの見当である。

(オブザーバー)側板の板厚0.8mm以上とした方がよい。現在の書き方だと、0.8mm以上の鋼板を用いることができない。

(事務局)承知した。「以上」を追記させて頂く。

(委員)事業者の創意工夫に委ねる旨の記載を解説に入れるのか？その場合、この基準にあるもの以外の構造でもよいという意味になるのか？

(事務局)ご指摘の文面は解説に記載するつもりである。この基準と同等の説明を事業者が用意できれば、このJPEC-Sにある構造以外でも構わない。

(事務局)このJPEC-Sの制定のための有識者として、ご自身の名前があるということに対して違和感を持たれる方もいるので、この圧力逃し機構が機能するシナリオを示したい。また、側板の板厚0.8mmや圧力逃し機構の面積20cm²という数値があることで自治体の担当者が動きやすいのであれば、ここでは記載する形で進めていきたい。

(委員)先ほど議論があったが、ばねばかり等で圧力逃し機構が作動する力を測り、側板が固定される強度よりはるかに小さい力で開くということが示してあれば十分である。この圧力逃し機構が爆発で開くシナリオまで考える必要はない。

(事務局)承知した。滞留しない構造や様々な安全対策があり、この圧力逃し機構は安全のための冗長化であるということを踏まえて、解説の修正案を事務局にて再度検討させて頂く。

No.11：ディスペンサーの滞留しない構造

事務局の修正案にて了承された。特記の質疑応答は以下のとおり。

(委員)資料 17-02-05 の p11 にある通気用開口部の断面図の形状だと、水素が滞留するのではないかと？

(事務局)開口部の構造を見ると、開口部内側の板の高さはわずかに低いので、水素が出ていく。

(委員)次のページにガラリの図面があるが、その説明だと滞留してしまうことになる。

(事務局)正確に言うと、水素は空気より軽いので、上部と下部に開口部を設ければ、比重差によって自然に抜けていく。

(オブザーバー)開口部の上の部分にも空間があり、水素が滞留する。しかし、それを言うときりが無い。

(事務局)蓄圧器室でも同様の検討をしており、コメントNo.24 を受けて、資料 17-02-03 の p9 の左下の図を追加する予定である。ケーシングの側面にガラリを設けると、構造上、屋根とガラリの間で溜まりができてしまう。そこで、この図では、構造上許容される限り、ガラリを屋根に近づけることが望ましいとした。さらに言うと、右上の図にある屋根と側板の間に空間を設けることで、より滞留させにくい構造にできると考える。

(主査)ここでは、ディスペンサーにガラリ・ルーバーを設けてもよいのかという質問もある。

(事務局)ガラリ・ルーバーを禁止する理由はないので、設けてもよいという回答になる。

No.12：蓄圧器等ケーシングの滞留しない構造

事務局の回答案にて了承された。また、将来的に開口部の具体的な面積を検討する旨の要望がなされた。特記の質疑応答は以下のとおり。

(委員)一般高圧ガス保安規則例示基準 6(滞留しない構造)で具体的な数値がないのは、ガス種を限定していないためであり、今回は水素のみであるので、具体的な基準を作れるはずである。

(オブザーバー)滞留しない構造については、KHK で開催している自治体等連絡会でも議論になっており、事業者から圧縮機のケーシングに設ける滞留しない構造の一例を紹介頂いた。事業者がよければ、それを報告書に一例として載せたいと考えている。

(事務局)今回、JPEC-S では滞留しない構造を規定に設けたが、この基準は以前よりあった。この JPEC-S で、具体的な規定を新たに作るのが理想的だが、現状はその数値を示すことができないので、従来と同様の運用で対応頂きたい。

(主査)従来は運用はどうしていたのか？

(オブザーバー)自治体毎に運用は異なっている。液化石油ガス保安規則の滞留しない構造の基準を参考にして

いる例や、事業者からの資料を見て、それを認めている例もある。これは自治体等連絡会で議題になっているが、具体的な仕様について決めるのが難しく、着地点が見いだせていない。ここでも同じ議論となってしまうので、自治体毎に運用が異なることになるが、従来通りの運用をして頂きたいと思う。

(委員) 今後、JPEC で滞留しない構造について具体的な開口面積等を検討する予定はあるのか？ JPEC の自主基準として規定を設けるからには、しっかりと検討をして頂きたい。

(事務局) JPEC 独自で予算は持っていないので、検討プロジェクトが立ち上がればそれに応募することはできる。検討する際には、前提条件をどのように設定するのか、どの程度の精度を求めめるのかを含めて議論が必要になる。

(委員) 開口部の大きさを概算するのであれば、防爆基準の中に参考にできるものがあるだろう。

(事務局) 計算で対応できるものがあるならば、相談させて頂きたい。

(主査) どちらにしても検討には時間を要するので、今回は、従来通りの運用とすることです承とする。しかし、本件については、将来的にしっかりと検討されることを希望する。

No.13：ディスペンサーに設ける開口部における遮蔽について

「漏えい水素噴流が直接当たらない位置に開口部を設置すること」という文面を追加することで了承とした。特記の質疑応答は以下のとおり。

(委員) ディスペンサーの開口部には資料 17-02-05 の p11 にあるようなスリットが必ず付くのか？

(事務局) 法的には義務づけられていないので、必ずそうなるとは限らない。

(委員) そうであれば、資料 17-02-03 の p4 の右の図の遮蔽板の中心に穴が開いた状態と同じである。

(事務局) ご指摘を踏まえて、資料 17-02-04 の取り消し線部にある「漏えい水素噴流が…すること」という記載を追加することで了承頂けないか？

(主査) 指摘には対応できている。記載を追記することで了承とする。

No.14：ガラリー・ルーバーによる遮蔽効果について

事務局の回答案にて了承された。特記の質疑応答はなし。

No.15：火気を取り扱う施設との距離について

事務局の回答案にて了承された。特記の質疑応答は以下のとおり。

(委員) 資料 17-02-04 の参考にある文章は、公道ディスペンサー距離が 5m であっても、火気を取り扱う施設との距離 8m を確保するため、公道から 8m 確保するように指導する旨の記載だと思う。自社敷地の外は何が建つのかかわからないので、この様な指導をするのだろうか。

(オブザーバー) 公道の幅が 3m 未満であり、向こう側に火気を取り扱う施設があるという想定ですね。

(事務局) 敷地境界外の火気を取り扱う施設との距離を確保する必要があるのか？

(委員) 敷地外であっても火気を取り扱う施設との距離は 8m 以上確保することになっている。

(委員) 事業者もそこを懸念しており、公道に常時喫煙をする場所があると認められなくなってしまう。

(オブザーバー) JPEC-Sに関わらず、必要であれば、火気を取り扱う施設から 8m 以上確保しなければならない。

(委員) 圧縮天然ガススタンドでも、火気を取り扱う施設との距離よりも、公道ディスペンサー距離の方が短縮されていますね。

(委員) 火気を取り扱う施設との距離についても、業界より見直しを要望しており、流動防止措置として設ける障壁の構造を含めて、見直しが必要であるだろう。

(事務局) 水素噴流を遮蔽することで、敷地境界距離 5m を確保していれば、敷地外に水素濃度 1%以上のガスが到達することはない。敷地外について心配する必要があるのか疑問である。

(委員) 自治体が審査する際、本質的な安全が重要である。遮蔽をすれば、水素濃度 1%以上のガスが到達する距離は短くなるので、火気を取り扱う施設との距離を 8m 以上確保する必要はないのではないかと？

(委員) 省令に火気を取り扱う施設に対し 8m 以上有することとあり、距離を確保する必要がある。

(事務局) 火気を取り扱う施設との距離に関しては、相当の検討が必要になるので、本分科会の外の議論としたい。今後、しかるべき場所で継続検討される課題と認識している。

(主査) 質問に対する回答案に書かれる内容としては、この事務局案になるのですね。本件は了承とする。

No.23 : 見通し距離 8m と 5m の違いについて

指摘事項を踏まえて、見通し距離 8m と 5m の違いを表す図の追加又は修正をすることとした。特記の質疑応答は以下のとおり。

(委員) 資料 17-02-03 の p4 の右の図に、遮蔽がある方向に 5m 以上確保することの記載を追加すれば、わかりやすくなる。8m と 5m の記載が別の図に分かれているので混乱してしまうのだろう。

(オブザーバー) 流動防止措置を設けた際に、火気を取り扱う施設との距離を示すため、円弧を書いて説明することがある。同じようにすれば、どの範囲が遮蔽できているのかわかりやすくなるだろう。

(事務局) ご指摘を踏まえて、図を追加又は修正することで対応する。

No.24 : 蓄圧器等のケーシングに設けるガラリ・ルーバーの設置位置について

No.11 と合わせて議論した。事務局の回答案にて了承された。

No.25 : 例示基準 59 の 10(複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化等を防止する措置)との整合性について

事務局の回答案にて了承された。特記の質疑応答は以下のとおり。

(事務局) KHK の平成 29 年度水素スタンド保安技術講座で、例示基準 59 の 10 の措置に関する写真が紹介されており、上部にガラリを設けた構造が認められていることがわかる。これは、JPEC-S に記載している図と同じであり、整合性については問題ないとする。

(委員)例示基準 59 の 10 の解釈は 4 面にガラリ・ルーバーを設けることという解釈なのか？

(事務局)例示基準の解釈を JPEC が出すのは適切ではない。KHK の自治体等連絡会で認識を共有頂いた方がよいと考える。

(オブザーバー)解釈が出るのは、国からの通達である。自治体等連絡会で決めることではない。この資料についても例を紹介している位置づけである。

(事務局)そもそも、この基準は紫外線や雨から蓄圧器を保護するための措置であり、それができれば、ガラリ・ルーバーや障壁でもよいという意図で作った基準であると認識している。

(委員)JPEC-S で 1 側面を開放とする例があるが、この場合、鋼製蓄圧器のみになるのか？

(事務局)その通りである。

No.26 : JPEC-S ドラフト 4.1(2)の「筐体内に設置することが構造上できない部材(充填ホース、…)を除く」の表現について

No.8 と合わせて議論した。JPEC-S の本文の文面について、指摘事項を踏まえて、否定的でない記載にすることとして、事務局にて再度検討することとした。特記の質疑応答は以下のとおり。

その他

(事務局)本日の分科会で議論できなかった項目は、比較的軽微な内容だと思うので、各委員に内容をご確認頂いて、1 週間以内に質問やコメントがあればご連絡頂きたい。

3. 今後の予定

今回の議論を踏まえて、事務局で再度検討を行い、本分科会后 1 週間を目途に委員に修正案を送付し、ご確認頂く。この結果、詳細な議論が必要となれば、再度、分科会を開催する。分科会で承認を得た後、水素インフラ規格基準委員会に付議することになるので、早急に進められるよう検討していきたい。ご協力願う。

以上